



簡易見積りシート（抵当権抹消登記用）

- ※ 目安としてご利用ください。ご事情によって金額が変わることがございます。
- ※ 法務局の管轄が複数ある場合には対応していません。お見積をご依頼ください。
- ※ 不動産の所有者が2人以上いる場合は、2人目から1人につき3,000円を「全体の費用」に加算。
- ※ 消費税は含まれません。

(1) 不動産の個数の確認

- ※ 1登記簿を1物件としてください。一面の土地であっても複数に分かれている場合があります。
- ※ マンションの場合は、建物の登記簿に「敷地権の表示」とあり、土地の情報が記載されています。

土地の個数 _____ 物件
 建物の個数 _____ 物件
 不動産の個数合計 _____ 物件・・・①

(2) 登録免許税の計算

登録免許税 = ① × 1,000 = _____ 円 (あ)
 ただし、20,000円が最高額です。

(3) 抵当権抹消登記の報酬・実費（登録免許税以外の費用）

基本料 + 不動産の個数合計 × 1,000
 10,000 + ① × 1,000 = _____ 円 (い)
 登記簿謄本等の取得費用 2,100 × ① = _____ 円 (う)
 郵送料 2,040 円 (え)

(4) 全体の費用

(あ)～(え) (_____ の部分) の合計金額です。

全体の費用 _____ 円

【 上記の費用に含まれる業務範囲 】

- ・登記申請書の作成
- ・登記手続の代理申請（登録免許税の納付も含まれます。）
- ・金融機関から交付された登記原因証明書の完成作業（消滅の事実を説明する不動産登記用文書）

【 上記の費用に含まれない業務（主なもの） 】

- ・所有者の住所が登記簿上の住所と異なる場合の住所変更登記（12,000～）
- ・現在の所有者が死亡している場合の相続登記（52,000～）
- ・当事務所以外の場所へ出張訪問等が必要な場合の交通費・日当（応相談）
- ・金融機関の権利証が「登記識別情報通知書」の場合の有効確認及び失効していないことの確認（権利証が有効であることを前提に手続を進めます。）